



- ※1 東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域（市要綱第2条第1号に規定する地域を含む市町村）を除いた市町村をいう。
- ※2 東京都の特別区内に通勤していた期間については、東京圏に住所を有しつつ、東京都の特別区内の大学等に通学し、東京都の特別区内に通勤していた者に限り、当該通学の期間を通算することができる。
- ※3 東京圏に住所を有し、かつ、本市に転入をした日の3月前の日から当該転入をした日の前日までのいずれかの日において連続して1年以上、東京都の特別区内に通勤をしていた場合に限る。
- ※4 県要領第5の2の(1)に規定するマッチングサイトをいう。
- ※5 長崎県が定める移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領(平成31年4月26日付け31地づ第59号)をいう。
- ※6 大村市移住支援金交付要綱(令和2年4月1日告示第77号の3)をいう。
- ※7 市要綱別表第2に定める要件を満たす、就職及び起業であること。

**交付対象となる可能性があります。
詳細の要件確認が必要となりますので、地方創生課へご相談ください。**